

第三百三十二回 参議院大蔵委員会 會議録 第十一号

平成七年五月三十日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月二十五日

辭任 及川 一夫君

補欠選任 鈴木 和美君

五月二十六日

辭任 藥科 満治君

補欠選任 久保 亘君

五月三十日

辭任 萱野 茂君

補欠選任 谷畑 孝君

辭任 寺崎 昭久君

補欠選任 吉田 之久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

竹山 裕君

楠崎 泰昌君

志吉 裕君

峰崎 直樹君

白浜 一良君

片山虎之助君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

須藤良太郎君

増岡 康治君

一井 淳治君

久保 亘君

鈴木 和美君

谷畑 孝君

猪熊 重二君

野末 陳平君

國務大臣

大蔵 大臣 武村 正義君

政府委員

大蔵政務次官 石井 智君

大蔵省銀行局保 險部長 山口 公生君

事務局側

常任委員会専門 員 小林 正二君

本日の會議に付した案件

○保險業法案(内閣提出、衆議院送付)

○保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田吉宏君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十五日、及川一夫君及び藥科満治君が委員を辭任され、その補欠として鈴木和美君及び久保亘君が、また、去る二十六日、萱野茂君が委員を辭任され、その補欠として谷畑孝君が、また、本日、寺崎昭久君が委員を辭任され、その補欠として吉田之久君がそれぞれ選任されました。

○委員長(西田吉宏君) 保險業法案及び保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は前回終局いたしましたので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私、日本共産党を代表して、保險業法案及び同法施行に伴う關係法律整備法案に對し、反對の討論を行います。

最初に、五十数年ぶりの大改正という重要法案をわずか一日半、八時間半の審議で採決しようとするのは、重要法案は少なくとも二十日間とつて審議することを決めた参議院改革の趣旨に照らし、極めて遺憾であることを強調しておかなければなりません。

さて、本法案は、金融制度改革の一環として、金融自由化の方向に沿って保險分野の規制緩和を一層推し進めるものであります。

現在、臨調・行革路線のもとで社会保障や社會保險が切り捨てられていくものと、民間保險はそれを補完する重要な社會的役割が求められていくところ、保險の現状は、変額保險などをめぐるトラブルや乗りかえをある過当な販売などに見られるように、契約者無視の営利政策が推進されています。保險業法改正はこのような問題にこそ真っ先にこたえるべきであり、消費者保護をその基本に置かなければなりません。本法案による自由化の推進により、新商品の過剰販売や契約をめぐるトラブルが一層激化することが懸念されます。

また、本法案は保險会社の業務の自由化を図るものですが、これは保險会社の経営を一層不安定にします。法案は、その結果起こり得る経営破綻に備えてソルベンシー・マージン制度や契約者保護基金を創設しようとしています。しかし、それらの措置は保險会社の内部留保をふやすことにはなるものの、一たん経営破綻が生じれば、契約した保險金額の全額または一部の受け取りが不可能な事態も予想され、契約者に重大な損害を与えることになるのであります。

本法案は、法案の目的に公共性を掲げ、また相互會社の社員権の拡大を図るなど、保險会社の経営の公正確保に關して一定の改善措置も盛り込まれていますが、それらの措置も不十分で、実効性は余り期待できません。

以上の理由から、両案に對して反對の態度をとるものであります。

○委員長(西田吉宏君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、保險業法案について採決を行います。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

白浜君から發言を求められておりますので、これを許します。白浜君。

○白浜一良君 私は、ただいま可決されました保險業法案及び保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案に對し、自由民主党、日本社會黨・護憲民主連合、平成會、新緑風會、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗讀いたします。

保險業法案及び保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

である。

一 今般の保険制度改革の内容が広範多岐にわたるものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するとともに、利用者の混乱を招かないよう必要に応じ漸進的かつ段階的に対処すること。また、政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するとともに、行政裁量によって、制度改革の趣旨が損なわれることのないよう格段の注意を払うこと。

一 保険商品・料率規制の緩和、ブローカー制度導入等保険業における規制の緩和・自由化に際しては、契約者保護に十分に留意するとともに、保険会社のディスクロージャーの充実を図り、保険制度全般にわたって自己責任原則の確立に資するよう努めること。

一 保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるソルベンシー・マージン制度については、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討すること。

一 生損保間の子会社による相互乗り入れの実効性を確保し、生損保両事業の競争促進を通じて利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限に止めるとともに、生損保の募集業務における秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう配慮すること。

一 支払保証制度については、契約者保護及び保険制度に対する信頼を確保する見地から、早急に検討を開始すること。

一 傷害・疾病・介護分野（いわゆる第三分野）への本体相互参入に係る激変緩和措置は、利用者の立場等から長期にわたることのないよう十分配慮すること。

一 銀行・証券等との相互参入は、保険制度改革の定着状況を見極めた後に、出来るだけ早期に子会社方式による相互参入が可能となるよう努めること。

一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保にあわせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。

以上でございます。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（西田吉宏君） ただいま白浜君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
（賛成者挙手）

○委員長（西田吉宏君） 多数と認めます。よって、白浜君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、武村大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武村大蔵大臣。

○國務大臣（武村正義君） ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。
ありがとうございます。

○委員長（西田吉宏君） なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（西田吉宏君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時九分散会

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願（第一〇三五号）（第一〇三六号）（第一〇三七号）（第一

〇三八号）（第一〇三九号）（第一〇四〇号）（第一〇四一号）（第一〇四二号）（第一〇四三号）（第一〇四四号）（第一〇四五号）

第一〇三五号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 徳島市佐古三番町二ノ四 岡公昭 外五千二百二十九名
紹介議員 市川 正一君

膨大なパートタイマー・低所得層が我が国の経済・社会の基幹部分を支えている。これら低所得層に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することは、労働者・国民全体の生活と経済・社会の安定にとって欠かせない。当面、月額十三万円以上・年額百五十六万円以上の最低賃金の法定化を目指すため、所得税の課税最低限を年額百五十六万円まで引き上げ、その際には配偶者控除・配偶者特別控除は現状のままとした上で基礎控除を大幅に引き上げ、これらによって大幅な所得税減税を行うことが急がれる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、所得税の基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限を抜本的に改正すること。
二、これを基礎に一般労働者の大幅所得減税を実施すること。

第一〇三六号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 福岡市東区宮松二ノ一ノ一七 佐矢隆 外五千二百二十八名
紹介議員 有働 正治君

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇三七号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 神奈川県相模原市宮下本町一ノ三

九ノ一六 上野雄二 外五千二百二十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇三八号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 岐阜県各務原市鶴沼朝日町五ノ二 三四ノ一九 藤田裕之 外五千二百二十八名
紹介議員 藤澤 弘君

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一〇三九号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 北海道旭川市末広東二条一丁目 平松隆夫 外五千二百二十八名
紹介議員 高崎 裕子君

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一〇四〇号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 岩手県盛岡市緑が丘四ノ一五ノ一 四 菅原陽子 外五千二百二十八名
紹介議員 立木 洋君

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一〇四一号 平成七年五月十二日受理
所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する諸願
請願者 愛媛県新居浜市郷四ノ一二ノ三二 眞木裕司 外五千二百二十八名
紹介議員 西山登紀子君

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。
第一〇四二号 平成七年五月十二日受理

この諸願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する請願

請願者 大阪府枚方市須山町一三ノ二一

山田義範 外五千二百二十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇四三号 平成七年五月十二日受理

所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する請願

請願者 三重県桑名市松ノ木一ノ一六ノ一

○ 田中伸一 外五千二百二十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇四四号 平成七年五月十二日受理

所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市北畝一ノ二二ノ一

吉田稔 外五千二百二十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇四五号 平成七年五月十二日受理

所得税の基礎控除の大幅な引上げによる課税最低限の抜本的改正に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市西弁財一ノ二ノ三

加藤喜代光 外五千二百二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

平成七年六月六日印刷

平成七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局